

教育充実募金募集要項

募金の内容	・教育研究施設設備等充実資金 中学から大学までの学校法人女子美術大学が設置する各学校の教育研究施設設備等を建設・維持していくための資金とします。 ・学校法人女子美術大学奨学基金 当基金を拡充し、女子美の総合的な奨学金政策の一環として、経済的支援を必要とする学生及び優秀学生への奨学金給付等を充実させます。
募金目標額	5 億円
募金の種類	【個人の皆様】 ・在学父母 1 口 1 万円（2 口以上お願いいたします。） ・卒業生 1 口 1 万円（2 口以上お願いいたします。） ・篤志家 金額は特に定めておりません。 ※1 口未満のご寄付も有難くお受けいたします。 【法人の皆様】 1 口の金額は特に定めておりません。
募金期間	2022（令和 4）年 6 月 1 日～2032（令和 14）年 5 月 31 日
申込及び振込方法	【個人の皆様】 ・下記まで、趣意書及び払込用紙をご請求ください。 ・ご請求いただいた所定の趣意書及び払込用紙を使用し、郵便局または払込用紙裏面記載の取扱銀行（全国の本支店）からお振込みください。この場合の振込手数料は無料となります。 【法人の皆様】 ・下記まで、趣意書、払込用紙及び寄付申込書等手続書類一式をご請求ください。 ・お手続きは以下の通りとなります。 （1）ご請求いただいた所定の趣意書及び払込用紙を使用し、郵便局または払込用紙裏面記載の取扱銀行（全国の本支店）からお振込みください。この場合の振込手数料は無料となります。 （2）ご請求いただいた所定の寄付申込書類に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。
税制上の優遇処置	【個人の皆様】 寄付者様のご選択により、「税額控除」「所得控除」のいずれか一方の制度を利用し、確定申告の際に所得税の控除を受けることができます。 「税額控除」 寄付金が 2 千円を超える場合は、その超えた金額の約 40%を所得税額から控除することができます。但し、寄付金控除額は所得税額の 25%が限度となります。 「所得控除」 寄付金（寄付した年の寄付金総額が、年間総所得金額等の 40%以下とする）が 2 千円を超える場合には、その超えた金額が該当する年の所得から控除されます。 ※控除額は、個人の所得、税率、寄付金額等の条件により異なりますが、所得税率に関係なく所得税額から直接控除される「税額控除」が、多くの場合において「所得控除」よりも減税効果が大きくなります。確定申告に係る詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。 【法人の皆様】 日本私立学校振興・共済事業団が取り扱う「受配者指定寄付金制度」を利用することで、寄付金の全額を損金として算入することができます。
お問い合わせ	趣意書・払込用紙のご請求、寄付手続きの不明な点等のお問い合わせは下記までご連絡をお願いいたします。 学校法人女子美術大学 総務企画部総務グループ Tel:03-5340-4501 / Fax:03-5340-4594 Mail:general@venus.joshibi.jp